

## ＜参 考＞

# 発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領【GHG対応】（抜粋）

## 第二 本実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。
- 2 国内木質バイオマスに係るライフサイクル GHG 算定に必要な情報（以下「GHG 関連情報」という）の収集・管理・伝達を行う事業者については、発電用ガイドラインに基づく GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。
- 3 本実施要領にもとづく認定は当団体の会員を対象とする。ただし、本団体の会員たる団体に所属する事業体については、当団体の会員と見なして認定の対象とする。
- 4 前項の対象事業体以外の認定についての事項は、必要があれば別途定める。

以上によれば、「前項の対象事業体以外の認定についての事項は、必要があれば別途定める。」となっているため、以下のように別途認定基準を定めましたので適正に運用願います。

## ○対象事業体以外の合法木材供給事業者認定基準

1. 以下の長野県木材協同組合連合会の関係団体に所属する事業者は、当団体の会員と見なして認定の対象とする。

・信州木材認証製品センター

注：推薦者は、信州木材認証製品センター理事長とする。

2. 各地区の木材協同組合等の所管区域に所在し、地区の木材協同組合等が準会員等として認め推薦した事業者は、認定の対象とする。

解釈：準会員等とは、準会員又は林災防長野県支部の各分会員とする。

(様式 1 - 2) 【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定用】

## 事業者の認定推薦書

令和 年 月 日

長野県木材協同組合連合会理事長 様

(推薦者)

申請者の所属する団体の所在地 :

申請者の所属する団体の名称 :

代表者の氏名 :

令和 年 月 日付で、(申請者) から提出された下記申請については、  
事実に基づいて記述されていると認められますので、「合法性・持続可能性の証明及び間伐材(チップ)の確認に係る事業者等認定実施要領」及び「発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領【GHG 対応】」に基づき、推薦します。

記

(申請者)

事業者の所在地 :

郵便番号 :

事業者の名称 :

代表者の氏名 :

事業者の連絡先 :

TEL

Email アドレス

※推薦者との関係 : 「〇〇木材協同組合の準組合員」、「林災防長野県支部の〇〇分会員」又は  
「信州木材認証センター会員(〇種)」と記入する。